

公益社団法人日本看護協会 認定看護師教育課程奨学金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本看護協会(以下「本会」という。)が貸与する認定看護師教育課程奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金及び奨学生)

第2条 この規程において奨学金とは、本会が認定看護師教育課程を受講する者に学資及び生計費として貸与するものをいう。

2 前項の奨学金の貸与を受ける者を奨学生という。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生は、日本国民であって保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による保健師、助産師、又は看護師の免許を有する心身ともに健全な者で、次の各号に該当しなければならない。

(1) 認定看護師教育課程に受講を許可された者、又は在籍している者

(2) 認定看護師教育課程修了後、保健医療分野の現場に2年間以上就業する意思のある者

(奨学金の貸与期間及び金額)

第4条 奨学金を貸与する期間は、認定看護師教育課程の正規最短修業期間を限度とする。

2 奨学金の貸与額は、総額120万円以内とする。

第2章 奨学生の決定及び奨学金の交付

(募集)

第5条 奨学生の募集は、公に行うものとする。

(願書の提出)

第6条 奨学生希望者は、連帯保証人と連署した願書に次の各号に掲げる必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 当該課程の(合格又は在学)証明書

(2) 履歴書

(3) 看護に関する所有免許証の写し

2 連帯保証人は2名とし、次の各号の要件を備える者とする。

(1) 一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること

(2) 他の奨学生の連帯保証人となっていないこと

(3) 国内に住所を有すること

(4) 奨学生との連絡が確保されること

(奨学生の決定)

第7条 奨学生の決定は、申込期日までに到着した願書により会長が行い、奨学生希望者及び連帯保証人に通知する。

2 第1項により決定した奨学生は、願書、契約書、奨学金借用証書への連帯保証人の押印は実印とし、印鑑登録証明書を添付し、会長に提出しなければならない。

3 選考基準その他奨学生の決定に必要な事項は、別途募集要項に定める。

(奨学金の交付)

第8条 奨学生は、前条第1項の通知を受けたとき、奨学金振込先届を直ちに会長に提出しなければ

ならない。

2 本会は前項の奨学金振込先届を受理した後、奨学金を一括で交付する。

(奨学金受領書等の提出)

第9条 奨学金の交付を受けた奨学生は、次の各号に掲げる書類を直ちに会長に提出しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 奨学金受領書
- (3) 奨学金借用証書
- (4) 奨学金返還計画書

(奨学生の義務)

第10条 奨学生は、受講修了後に就職した場合、会長の求めに応じて、在職を証明する書類を会長に提出しなければならない。

(受講中止による奨学金の取扱い)

第11条 奨学生が、受講を中止したときは、奨学金を遅滞なく返還しなければならない。

(変更の届出)

第12条 奨学生、又は奨学金返還未済者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく届出を会長に提出しなければならない。

- (1) 第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき
- (2) 受講を長期にわたって中断し、又は再開したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき

2 連帯保証人については、次に掲げる各号に該当するときは、遅滞なく会長に届出を提出しなければならない。

- (1) 奨学生、又は連帯保証人の氏名、本籍、住所、又は第6条第2項第1号、第2号若しくは第3号に掲げる事項に変更があったとき
- (2) 連帯保証人を変更したとき

(死亡の届出)

第13条 奨学生、又は奨学金返還未済者が死亡したときは、相続人、又は連帯保証人は死亡診断書を添えて奨学生死亡届を遅滞なく会長に届け出なければならない。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、奨学金の貸与を辞退するときは、奨学金辞退届を会長に提出し、辞退することができる。

(奨学金借用証書の提出)

第15条 奨学生は、貸与を受ける奨学金の全額について、奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、奨学金借用証書を連帯保証人と連署のうえ期日までに会長に提出しなければならない。

(利息)

第16条 奨学金の貸与は無利息とする。

第3章 奨学金の返還

(奨学金の返還)

第17条 奨学生は、受講期間の修了した月の翌月から起算して3か月後に返還を開始しなければならない。

- 2 返還の期間は最長24か月以内とし、一括又は割賦により、貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。
- 3 奨学金の返還は、奨学金返還計画書及び預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に基づき、奨学生本人名義の口座からの自動引落としによらなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、奨学金の返還は奨学生であった者の都合により、繰り上げて行うことができる。
- 5 第9条第4号の規定にかかわらず、会長は奨学金返還未済者が次の各号の一に該当すると認めるときは、貸与した奨学金の全部、又は一部について繰り上げて返還させることができる。
 - (1) 奨学金の貸与の目的以外に使用したとき
 - (2) いつわりの申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき
 - (3) 正当な事由なくして著しく返還を怠ったとき
 - (4) その他奨学生として適当でない行為があったとき

(奨学金の返還猶予)

第18条 会長は、奨学金返還未済者が次の各号の一に該当すると認めるときは、次条に定めるところにより奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害、又は傷病により返還することが困難になったとき
- (2) その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき

(返還猶予の願出)

第19条 前条に規定する事由が発生し奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還猶予願を会長に遅滞なく、提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第20条 会長は、奨学金返還猶予願の提出があったときは、審査決定し、その結果を提出者に通知するものとする。

第4章 返還免除

(返還免除)

第21条 会長は、次の各号の一に該当するとき、次条の定めるところにより、奨学金の返還未済額の全部、又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 奨学金返還未済者が死亡したとき
- (2) 精神、又は身体の障害により労働能力を喪失し返還不能となったとき
- (3) その他やむを得ない事由により、返還不能となったとき

(返還免除の願出)

第22条 奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学生若しくは奨学金返還未済者、又は相続人は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還免除願を会長に提出しなければならない。

(返還免除願出の期限)

第23条 奨学金返還免除願は、返還不能の理由が生じたときから3か月以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと会長が認めるときは、さらに1年を超えない範囲で期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第24条 会長は、奨学金返還免除願の提出があったときは、審査決定し、その結果を提出者に通知するものとする。

(滞納金)

第 2 5 条 会長は、奨学金の返還が著しく遅延したときは、滞納金を徴収することができる。

第 5 章 雑 則

(実施細則)

第 2 6 条 この規程の実施について必要な事項は会長が別に定める。

(規程の変更)

第 2 7 条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 3 年 1 1 月 1 7 日から施行する。
- 2 財団法人国際看護師協会東京大会記念奨学基金が定めた認定看護師教育課程奨学金貸与規程の規定により現に奨学金の交付を受けている者は、第 1 7 条第 3 項の規定にかかわらず、口座からの自動引落としによらずに奨学金を返還することができる。